

文部科学大臣
下村 博文 様

原子力損害賠償に関する緊急要望

平成26年5月22日

双葉地方町村会
会長 渡辺 利綱

東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、双葉地方の約7万人の住民が福島県内はもとより、全国に広範囲に避難している。

原子力発電所事故以降、双葉郡の被災者は、住み慣れた「ふるさと」を追われ、3年以上もの長期間、仮設住宅や借り上げ住宅などの手狭な住まいで不自由かつプライバシーが保護されない劣悪な環境で避難生活を強いられるなど、心身共に大きな苦痛を受けている。

また、家族は離散せざるを得ず、地域コミュニティの分断等により、「ふるさと」との絆も弱まり、将来への展望が描けないことによる不安の中で日々暮らしている。

そのような環境下において、双葉郡の被災者は、精神的ストレスや体調不良者の顕著な増加、さらには孤独死などの災害関連死も発生している。

このような中、避難指示区域内の1万5千人を超える被災者が、精神的賠償について、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という)に集団申し立てを行い、和解案が示されたところである。

国や東京電力(株)は、多くの被災者が現在も避難生活の苦しさ、辛さの中で必死に生活を続けていることを深く理解し、多くの被災者に共通する損害については、ADRセンターに申し立てを行った被災者だけではなく、同様の損害を被った被災者に対しても等しく賠償がなされるべきである。

原子力発電所事故の当事者である東京電力(株)が、上記和解案を真摯に受け止めて応諾し、さらには原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という)の指針に反映するよう、双葉地方の8町村として下記のとおり強く要望する。

記

(1) ADRセンターが示した精神的損害賠償に関する和解について

ADRセンターが提示した避難指示区域の1万5千人を超える住民を対象とする精神的損害賠償の和解案について、東京電力

(株)は回答期限を遵守し、かつ早期に応諾するように国は東京電力(株)に対して強く指導すること。

(2) 審査会が策定する「指針」へのADR和解案の反映について

審査会は、多くの被災者に共通する和解事例について、同様の損害を受けているすべての被災者に等しく賠償されるよう、対象となる内容や範囲を具体的かつ分かりやすく指針に盛り込み、被害の実態に即した賠償を速やかかつ確実に実施されるようにすること。

(3) 審査会が策定した「中間指針第4次追補」について

避難指示等の解除などから相当期間経過後の「相当期間」の決定に当たっては、第4次追補の中で、当面の目安とした1年間という期間は、避難指示解除が当時検討されていた田村市都路地区の現状を踏まえて示したものであり、今後、避難指示の状況が異なるなど、状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当であると明確に示されている。

よって、審査会は、これから避難指示を解除する町村から十分に実情を聴取し、各町村の実情を考慮した「相当期間」を判断、決定すること。